

スポーツ安全保険のしおり

5名以上の団体で
ご加入ください

(スポーツ安全協会傷害保険特約付帯普通傷害保険、施設賠償責任保険及び共済見舞金)

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

●この保険の詳細については、「スポーツ安全保険のあらまし」、「解説」又はスポーツ安全協会ホームページをご覧ください。ご不明な点は、(財)スポーツ安全協会又は東京海上日動火災保険(株)までおたずねください。

1 スポーツ安全保険とは

(財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行った5名以上のアマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動などを行う社会教育関係団体の構成員を被保険者として、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社10社との間に、「傷害保険」、「賠償責任保険」を一括契約するものです。これらの保険に協会で運営する「共済見舞金制度」を組み合わせた団体活動のための総合的な補償制度です。被保険者が団体の活動中及び往復中に被った次の傷害、賠償責任及び突然死が補償の対象となります。

傷害保険

被保険者が急激で偶然な外来の事故により被った傷害(日射・熱射病及び細菌性食物中毒を含む。)に起因する通院、入院、後遺障害及び死亡が対象となります。(4日以上医師の治療が対象となりますが、柔道整復師による施術も、医師の治療に準じて取扱います。)

賠償責任保険

被保険者が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象となります。

共済見舞金

加入者の突然死(急性心不全、脳内出血等による死亡)が支払いの対象となります。

※上記補償内容の詳細については、裏面をご覧ください。

2 対象となる事故の範囲

「国内での次の事故を対象とします。ただし、学校管理下における活動中の事故は除きます。

① 団体での活動中	被保険者の所属する「団体の管理下」における団体活動中の事故
② 往復中 ^(注)	所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故

※AW^{子ども}に限り、上記以外の個人練習や個人活動などの事故も補償の対象となります。

(注)自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のけがは傷害保険の対象となります。

●個人活動で、スキーを1人で練習している場合の事故は、補償の対象とはなりません。

団体の管理下とは

「団体の管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動(単独での行動や練習などは含みません。)を行っている間をいいます。具体的には、活動場所に集合してから、準備をし、活動を実施(その間の移動中や休憩中を含む。)し、後始末をし、解散するまでの間です。また、合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となり、その間の休憩中や自由時間中も含まれます。



3 保険期間

2006年4月1日午前0時より2007年3月31日午後12時までです。4月1日以後のお申込みは、掛金を振込んだ日の翌日の午前0時より有効ですが、終期は前記と同様3月31日午後12時です。ただし、掛金を振込み、かつ、加入依頼書の提出がないと補償が開始いたしません。

4 加入区分・掛金・補償金額

各団体ごとに加入区分ごとに5名以上でご加入ください。ただし、子どもの団体については、「A」及び「AW^{子ども}」の子どもの合計が5名以上でご加入ください。加入の際に加入区分の誤りがあると、保険金のお支払いの対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、中途加入及び中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、年度途中での加入区分の変更はできません。

団体	加入区分	掛金 (注)	対象範囲	保険金額					賠償責任保険 (支払限度額)	共済見舞金
				傷害保険				死亡		
				死亡	後遺障害 (障害)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)			
子どもの団体	A	中学生以下の子ども スポーツ活動を行わない大人 (高校生以上)	500円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人1億円 1事故5億円 財物賠償 1事故500万円(各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	AW ^{子ども} (中学生以下の方がご加入できます。)	中学生以下の子ども	1,050円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。) 上記以外の個人練習、個人活動など (学校管理下を除く。)	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に身体・財物賠償合算 1事故500万円を加算	160万円
	AC	A, AW ^{子ども} の子どもの指導・ 支援として一緒にスポーツ 活動を行う大人(高校生以上)	1,000円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償 1人1億円 1事故5億円 財物賠償 1事故500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	C		1,500円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
大人の団体	A	高校生以上の文化活動団体	500円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人1億円 1事故5億円 財物賠償 1事故500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	B	老人クラブなどの団体	800円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	C	高校生以上のスポーツ活動団体	1,500円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	D	危険度の高いスポーツ活動団体	9,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		

(注)掛金には、保険料(傷害保険及び賠償責任保険)のほか、共済見舞金掛金(1人20円)が含まれています。

財団法人 スポーツ安全協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目12番1号
Tel. 03-5510-0022
<http://www.sportsanzen.org>

〈共同保険会社〉
あいおい損害 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動
日新火災 ニッセイ同和損害 日本興亜損害 富士火災 三井住友海上
保険については東京海上日動を幹事会社として、上記損害保険会社10社との共同保険となっております。(2006年4月現在予定)
幹事会社 **東京海上日動火災保険株式会社 公務第2部公務第1課**
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST11階
TEL. 03-5223-2607

5 補償内容

	傷害保険	賠償責任保険	共済見舞金
対象となる損害	被保険者が日本国内での団体の活動中及び往復中に、 急激で偶然な外来 の事故により被った傷害(日射・熱射病及び細菌性食中毒を含む。)並びに傷害に起因する後遺障害及び死亡 また、「AW」が適用に加入の場合は、上記に加えて、個人練習や個人活動などでの事故も対象となります。ただし、日射・熱射病及び細菌性食中毒は対象なりません。	被保険者が日本国内での団体の活動中及び往復中に、他人にけがをさせたり、他人の物を壊したことによって、 法律上の賠償責任を負った場合 また、「AW」が適用に加入の場合には、上記に加えて、個人練習中や個人活動中などに発生した賠償事故も対象となります。 (例1)野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与えたことによって、プレーヤーが損害賠償責任を負った場合。 (例2)団体活動への往復中、自転車で行く人とぶつかりケガをさせて損害賠償責任を負った場合。	加入者が日本国内での団体の活動中及び往復中に発生した 突然死 (急性心不全、脳内出血などによる死亡) 突然死とは、その顕著な徴候が「活動中及び往復中」に発生した、突然で予期されなかった病死をいい、急性心機能不全(心マヒ)、急性心不全、急性心停止又は特別な外因が見当たらない頭蓋内出血などが直接死因とされたもので、原則として発症から24時間以内に死亡したものをいいます。

	傷害保険	賠償責任保険
保険金が支払われない主な場合	(1) 次のような事由により生じた傷害 ①被保険者や保険金受取人の故意 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心拍喪失 ④被保険者の妊娠、出産、産後、外科的手術その他の医療処置 ⑤地震、噴火、津波その他の変乱、環境汚染、放射能汚染など (2) ミチ打症や頸椎症などの頸部症候群及び腰痛で、自覚症状しかないもの (3) 入・通院が 4日未満 の場合 (4) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害 (ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。) (5) 山岳登山などの危険なスポーツを実施している間に生じた傷害(ただし、D区分に加入の場合は、対象となります。) (6) 団体活動中以外及び往復中以外での日射・熱射病及び細菌性食物中毒 (7) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ○急性心不全、脳内出血などの突然死(共済見舞金の対象となります。) ○野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ○成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など) など (8) 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故	サッカーの競技中、蹴ったボールが他のプレーヤーに当たりケガをさせた場合など、法律上の賠償責任が発生しない場合にも本保険の対象とはなりません。 ※スポーツには 一定のルール がありますが、スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえこれらルールを守ってプレーをしても、いわば必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合 法律上の賠償責任はないもの と考えられます。 (1) 次のような事由に起因する賠償責任 ①被保険者の故意 ②被保険者又は被保険者の指図による暴行・殴打 ③地震、噴火、洪水、津波などの天災、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など ④自動車・航空機(グライダーを含む。)-船舶(人力又は風力を原動力とするものを除く。)-の所有、使用又は管理、貸与に起因する賠償責任 (2) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (3) 団体又は被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用又は管理する宿泊設備・体育施設をこれらに該当する場合は支払われます。) (4) 被保険者の占有を離れた飲食物又は被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 (5) 学校又は保育所の管理下において行う団体活動の遂行に起因する賠償責任 (6) 山岳登山などの危険なスポーツの実施に起因する賠償責任(ただし、D区分に加入の場合は対象となります。) (7) 被保険者が、団体活動を行い、又は指導することを職務とする場合、その職務遂行に直接起因する賠償責任(被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、又は指導している場合を除く。) (8) 被保険者が公務員(ただし、体育指導委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する賠償責任 (9) 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故

6 事故のときは

1. けがをされたとき(傷害保険)

ハガキ(官製ハガキでも可)で事故の日から30日以内に下記の東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。なお、保険金の請求には4日以上治療実日数が必要となります。

- ①団体名 ②団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ③負傷者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④会員登録番号又は加入依頼書番号
⑤加入手続日(振込日) ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、状況 ⑧傷害の内容 ⑨医療機関名、治療期間(見込)

2. 賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき(賠償責任保険)

直ちに電話で下記の東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②会員登録番号又は加入依頼書番号 ③加入手続日(振込日) ④加害者及び負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号
⑤団体代表者の氏名、電話番号 ⑥事故の日時、場所、原因、状況 ⑦傷害又は物の損壊の程度

この保険には示談を行うサービスはありません。そのため東京海上日動からの助言に基づき、示談交渉は加害者である被保険者に行っていただくこととなります。また、示談に際しては東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全部又は一部を保険金としてお支払できない場合があります。

3. 突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき(共済見舞金)

直ちにハガキでスポーツ安全協会支部へ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②会員登録番号又は加入依頼書番号 ③加入手続日(振込日) ④被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号
⑤団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ⑥事故の日時、場所、状況 ⑦死亡の原因(病名)

●事故のお問い合わせ先 ※加入手続のお問い合わせは各支部までお願いします。スポーツ安全保険コーナーは、東京海上日動火災保険株式会社の各損害サービス部内にあります。

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-027 011(271)4817/FAX011(271)1328 〒060-8531 札幌市中央区北一条西3-3	東海	静岡 東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-059 054(254)4235/FAX054(254)4237 〒420-8585 静岡市葵区呉服町1-3-12
東北	青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島 東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-037 022(225)6326/FAX022(225)7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	北陸・近畿	富山 大分 石川 兵庫 福井 奈良 滋賀 和歌山 京都 東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-067 06(6910)5081/FAX06(6910)5378 〒540-8505 大阪市中央区城見2-2-53
関東甲信越	茨城 東京 栃木 神奈川 群馬 新潟 埼玉 山梨 千葉 長野 東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-047 03(5223)3250/FAX03(3285)0105 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1	中国・四国	鳥取 徳島 岡山 香川 山根 愛媛 広島 高知 山口 東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-085 082(247)2832/FAX082(247)9837 〒730-8730 広島市中区大手町1-2-1
東海	岐阜 三重 愛知 東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-057 052(201)9789/FAX052(201)1965 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19	九州	福岡 大分 佐賀 宮崎 長崎 鹿児島 熊本 沖縄 東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-095 092(281)8375/FAX092(281)8199 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

＜個人情報の取扱い＞

本協会は、スポーツ安全保険の加入依頼により取得した氏名、年齢、性別等の個人情報を、本保険の加入受付の審査及び保険契約の締結等に関する業務並びに保険期間終了時の案内等に利用するとともに、共同保険会社10社の幹事会社である東京海上日動火災保険(株)に提供し、保険金の支払等保険契約の管理・履行及びこれらに付帯するサービスの実施に利用します。
なお、本協会における個人情報の保護方針等については、本協会ホームページをご覧ください。